

## 事前評価調書

I 事業概要																																							
事業名	通常砂防事業																																						
地区名	御津川第11支川																																						
事業箇所	豊川市御津町																																						
事業のあらまし	御津川第11支川は、愛知県の豊川市御津町に位置する土石流危険渓流である。流域の地質は領家変成岩からなり、渓流は概ねV字谷の様相を呈し、渓床には領家変成岩の崩落堆積物が分布している。このため、今後の降雨によっては土石流の発生が予想されることから、通常砂防事業にて土石流対策を行うものである。																																						
事業目標	<b>【達成（主要）目標】</b> ・ 人家8戸、県道豊川蒲郡線、市道5路線を土砂災害から保護する。 <b>【副次目標】（必要に応じて記載する）</b> ・ なし																																						
事業費	事業費		内訳																																				
	2.0億円		□工事費1.8億円、□用補費0.2億円、□その他 億円																																				
事業期間	採択予定年度	平成27年度	着工予定年度	平成27年度	完成予定年度	平成31年度																																	
事業内容	砂防堰堤工 1基																																						
II 評価																																							
①事業の必要性	1) 必要性	流域は、渓床に領家変成岩の崩落堆積物が分布しているため、今後の降雨によっては土石流の発生が予想されることから、土石流対策を行い、保全対象を保護する必要がある。																																					
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																				
		【理由】 土石流から保全対象を保護する必要があるため。																																					
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>用地補償</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td>←→</td> <td>←→</td> <td>←→</td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td>・ 堰堤工</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="4"></td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table>							H27	H28	H29	H30	H31	工種区分	用地補償	←→					工事		←→	←→	←→	←→	・ 堰堤工		←			→	事業費（億円）						2.0
			H27	H28	H29	H30	H31																																
	工種区分	用地補償	←→																																				
工事			←→	←→	←→	←→																																	
・ 堰堤工			←			→																																	
事業費（億円）						2.0																																	
2) 地元の合意形成	過年度土砂災害防止法に基づく地元説明会を実施した際、土砂災害対策の要望の声が高まっていたため、合意形成は図られていると判断する。																																						
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。																																					
	【理由】 事業計画に無理はなく、地元の合意形成も図られているため。																																						
III 対応方針																																							
妥当	事業実施が妥当である。： 上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。																																						
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																							
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 <b>【主な評価内容】</b> ・ 砂防堰堤や保全対象の状況から事業効果を確認する。																																							